

町田市の通学費補助制度の概要

1. 通学費補助金制度の概要

- ① 住所から指定された町田市立小・中学校へ通学する際、遠距離のため公共交通機関を利用している児童生徒の保護者に対して、通学定期代の3分の2を補助する制度
- ② 所得制限はありませんが、利用条件を満たす必要があります。

2. 通学費補助対象者（利用条件）

下記の利用条件①から⑤を全て満たす必要があります。

学校の統合と学区の再編に伴う学区外通学制度の導入に伴い「通学先の配慮」が補助対象となった場合は、下記の③に該当しない場合、⑥に該当すれば補助対象になります（第2回検討委員会 「議題3 学校の統合と学区の再編に伴う通学の費用負担について」参照）

- ① 町田市立小・中学校に在籍していること
- ② 通学距離が、おおむね小学校で1.5km以上、中学校で2.0km以上あること。
- ③ 指定校に通学していること。または、教育委員会が定めた特定の住所地に居住している場合で、通学を認められた学校に通学していること。
- ④ 公共の交通機関での通学を学校長が認めていること。
- ⑤ 定期券を購入していること。
- ⑥ 【今回追加】
学校の統合と学区の再編に伴う学区外通学制度のうち、「通学先の配慮」を利用して通学していること。

3. 支給金額

1か月の通学定期代金の3分の2の額を、月数に応じて支給

- 例) ①1か月定期券購入 1か月定期代金 × 2/3 × 1か月
②3か月定期券購入 1か月定期代金 × 2/3 × 3か月

4. 制度導入の経過

安全な通学の確保のため、主にバスなどで遠距離通学をしている児童・生徒の交通費の補助を求める要望が保護者や議会から出されていたことを受けて、1994年度当初から教育委員会で補助金の対象者や補助金額など、制度の導入に向けた検討を行い、1994年10月1日から通学費補助を開始

しました。

(1) 開始・改正履歴

- 1994.10.1 町田市の通学費補助開始（「町田市通学費補助金支給要綱」施行）
開始当初の補助率は1/2（1か月の通学定期代金の2分の1の額を、月数に応じて支給）
- 2013.4.1 補助率を1/2から2/3に変更
（1か月の通学定期代金の3分の2の額を、月数に応じて支給）

(2) 通学距離の条件（小学校1.5km以上、中学校2km以上）について

徒歩による通学距離の許容範囲について、国の基準では小学校4km・中学校6kmを目安としています。

町田市の通学費補助制度では、徒歩通学の基準を成人の歩く早さ（時速4km）で30分以内で通学できる距離であることや、他市の状況を参考にし、中学生はおおむね2km以上を補助の対象としました。

さらに、小学生については距離条件を緩和して、2kmより短い1.5km以上を対象としました。